

〔共同研究：現代社会における病理構造〕

アメリカにおける離婚の問題

野々山久也

1. はじめに

アメリカの離婚問題については、これまでそれをジャーナリスティックに取り扱ってはいても社会学的研究の対象として取り扱ってきている文献は、わが国において、ほんの一部を除いてほとんど見いだすことができない。そこで、この小稿は、今日のアメリカにおける離婚問題を、社会学的研究の手法にもとづいたアメリカの社会学者たちによる既存の文献をできるだけ多く紹介しながら、いくらかでも詳しく解説してみることにしたい。¹⁾

植民地時代のアメリカでは、約15%の人びとが、そして19世紀のアメリカでは約10%の人びとが未婚のままで一生を終っていた。しかし、今日のアメリカは、極めて結婚率の高い国の1つであると言ってよい。世界でもトップ・クラスの国である。図1は、1980年における未婚者の比率を年齢階層別にグラフにしている。20人のアメリカ人のうち19人までが中年にいたるまでに1度は必ず結婚していると言ってよい (S. A. Levitan and R. S. Belous, *What's Happening to the American Family*, Johns Hopkins, 1981, p. 22)。

ちなみに、1980年の年間の結婚率は、人口1,000人につき10.6であった。各国の1976年の結婚率で比較してみると、アメリカは9.9であったが、ソ連は10.1、日本は7.8、カナダは8.7、エジプトは10.0、オーストラリアは8.1、そし

てイスラエルは8.5といった状況である。この年は、どちらかというとも各国ともに低い比率を示した年であったようである。

アメリカの人口1,000人にたいする年間の結婚率の高いのは、しかしながら、他の国とは事情が異なる。アメリカは、離婚率も高く、離婚者5人のうち4人までが再婚している。このことの反映を看過すべきではない。P. C. グリックらの意見によれば、このほかにこの間にアメリカでは労働市場の拡大がみられ、若い人びとが楽観主義になって結婚を安易にしてきたという理由もあるらしい。²⁾

一方、アメリカの離婚率は、どの国よりも一貫して優勢を保っている。過去約1世紀の人口1,000人当たりのアメリカの年間の普通離婚率を見てみると、表1のとおりである。³⁾ 1965年から1976年のあいだの11年間では人口1,000人当たり2.5から5.0に倍増している。しかし、この数値は過去約100年のあいだで比較してみると一層大きいことが分かる。つまり、1890年には人口1,000人当たり0.5であったものが、1980年では5.2になっており、ほぼ10倍の離婚率の上昇である。1976年を基準に世界の各国の人口1,000人当たりの離婚率を見てみると、ソ連は3.4、イギリスは2.1、スウェーデンは2.7、オーストラリアは4.3、デンマークは2.5、カナ

1) この小稿は、M. ゴードン教授の次の著書から多くを学んでいる。このことを明記して謝意にかえたい。Michael Gordon, *The American Family: Past, Present, and Future*, Random House, 1978.

2) P. C. Glick and A. J. Norton, "Marrying, Divorcing, and Living Together in the United States", *Population Bulletin*, Vol. 32, (Oct. 1977), pp. 2-39.

3) 各年の U. S. Bureau of the Census, *Statistics Abstract of the United States* および National Center for Health Statistics の資料から作成。

図1 未婚者の年齢階層別の比率 (%)

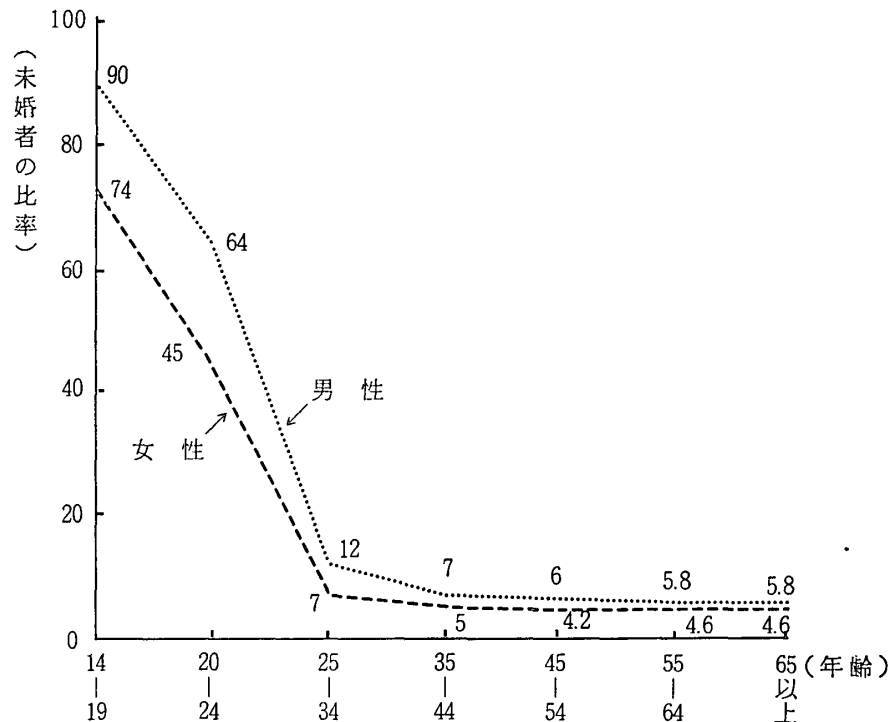


表1 アメリカの普通離婚率 (人口1,000人当たりの比率)

1890年	0.5	1960年	2.2	1975年	4.9
1900年	0.7	1965年	2.5	1976年	5.0
1910年	0.9	1970年	3.5	1977年	5.0
1920年	1.6	1971年	3.7	1978年	5.2
1930年	1.6	1972年	4.1	1979年	5.4
1940年	2.0	1973年	4.4	1980年	5.2
1950年	3.5	1974年	4.6	1981年	5.3

ダは2.2, フィンランドは2.1, エジプトは2.0, そして日本は1.1となっている。

離婚率の高低は, それぞれ国によって理由が多様であるが, 最近では先進工業国の大多数が高い離婚率を示してきている。アメリカの場合, 1950年代のおそくに離婚率が目だって上昇しはじめて以来, 急速に上昇してきた。つづく1960年代から1970年代は, よく議論されるベトナム戦争が背景にあり, それを契機に少数派の地位の上昇, 女性解放運動の再活性化, 宗教に関する個人的自由の拡大, 受胎調節方法の発展, 出産率の低下, 不満足な結婚を解消することへの肯定的評価の増大, 配偶者が離婚をとおして別のだれかと行動することへの許容度の拡大など, さまざまな社会変動があった。

しかし, この小稿では, ただ単に短期的な視

野でアメリカの離婚問題を捉えるのではなく, むしろ出来るだけロングラン・スパンのなかで捉えてみることにしたい。それはアメリカにおける離婚率の上昇をベトナム戦争や女性解放運動などとのみ結びつけて論じてしまったり, あるいはセンセーショナルなもののみを追求しがちで, かつ極めて単純なジャーナリスティックな手法に陥らないがためである。

2. アメリカの離婚統計

P. H. ジャコブソンは, 1860年から1956年までのアメリカの離婚についての統計を明らかにしている。⁴⁾ それは離婚件数の実数と人口1,000人当たりの比率 (普通離婚率) と, さらに実在

4) P. H. Jacobson, *American Marriage and Divorce*, Rinehart, 1959.

表2 アメリカの特殊離婚率（夫婦1,000組当たりの比率）

1860年以前	1.0	1900—04年	4.2	1945—49年	13.7
1860—64年	1.2	1905—09年	4.4	1950—54年	10.0
1865—69年	1.6	1910—14年	4.8	1955—59年	9.2
1870—74年	1.7	1915—19年	5.6	1960年	9.4
1875—79年	1.9	1920—24年	7.2	1960—64年	9.6
1880—84年	2.3	1925—29年	7.6	1965年	10.8
1885—89年	2.6	1930—34年	6.8	1965—69年	11.7
1890—94年	3.1	1935—39年	8.3	1970年	14.9
1895—99年	3.4	1940—44年	10.3	1975年	20.3

する夫婦1,000組当たりの比率（特殊離婚率）である。この数値は、完全なものとは言えない。それは十分な資料に欠き、かつ計算の基礎として用いられている人口サンプルに正確さを欠くからである。ジャコブソンは、南北戦争（1861—1865）のあいだは自身の予想の数値を用い、1867年以降は、雑多な資料にもとづいて計算している。

1860年以前のアメリカの離婚の正確な統計は、けっきょく極めて入手困難ということである。しかし、1860年における実在する夫婦1,000組当たりの特殊離婚率（訂正離婚率）が1.2で、1890年が3.0であることを認めるとすると、1860年から30年前にさかのぼれば、それは負の比率になってしまう。そこで M. ゴードンは、19世紀の前半の年間の訂正離婚率は、おそらく約1.0、つまり夫婦1,000組当たり1組の離婚という比率か、それを下まわる数値を維持していたものと仮定してよいだろうと述べている。⁵⁾

ところで、表2で理解されるように、夫婦1,000組当たりの特殊離婚率、つまり訂正離婚率でみても、いずれにしろ1860年から今日にいたるまでの離婚率は、いくら控え目に語ったとしてもアメリカの場合、極めてドラマチックな上昇である。⁶⁾ ベトナム戦争や女性解放運動、そして無責離婚法（non-fault divorce law）への改正などといったさまざまな短期的変化を個別に取りあげてみるだけでは、それは十分に説明のできるような現象でないことは明らかである。

アメリカにおける離婚についての長期の動向

を研究する場合、ただ単に離婚の比率ないしは実数のみを年次べつに比較しているだけでは正しい認識には到達できない。ジャコブソンの次の文章は、われわれに離婚についての正しい認識へのオリエンテーションを与えてくれていると言ってよい。すなわち、「1860年代において夫あるいは妻の死亡による年間の婚姻解消は、実在している夫婦1,000組当たり31.5の平均値であった。死亡率における継続的な減少でもって、この比率は1900年には夫婦1,000組当たり26に落ちこみ、1954年から1956年のあいだに17.5以下に落ち込んだのである。』⁷⁾

離婚は、婚姻解消のほんの1つの形態でしかない。このほかには別居、遺棄、そして死亡などがあり、これらは離婚率の変化を考えるさいには不可欠な比較検討テーマである。とくにジャコブソンは、アメリカにおける長期の離婚動向の研究には、「平均余命」（life expectancy）における変化を考慮することの必要性を強調している。上述の引用でのジャコブソンの指摘のように、アメリカでは1860年から1956年までに夫婦1,000組当たりの年間の死亡率は31.5から17.5以下にほぼ半減してきている。これは19世紀以来のアメリカにおける著しい平均余命の伸長に由来するものにほかならない。

表3に見られるように、⁸⁾ 1860年から1864年のあいだでは、死亡による婚姻解消の比率は32.1である。その間の訂正離婚率は、表2に見られるように1.2である。したがって、この間のトータルは、33.3ということになる。1970年では、死亡による婚姻解消の比率が19.3で、訂

5) M. Gordon, *Op. Cit.*, 1978, p. 295.

6) Ibid., p. 294. および各年の U. S. Bureau of the Census ならびに National Center for Health Statistics の資料から作成。

7) P. H. Jacobson, *Op. Cit.*, 1959, p. 141.

8) M. Gordon, *Op. Cit.*, 1978, p. 295.

表3 アメリカの死亡率（夫婦1,000組当たりの比率）

1860—64年	32.1	1900—04年	26.5	1940—44年	20.4
1865—69年	31.2	1905—09年	25.0	1945—49年	19.2
1870—74年	30.3	1910—14年	23.7	1950—54年	18.2
1875—79年	28.7	1915—19年	26.0	1955—59年	18.3
1880—84年	30.6	1920—24年	21.9	1960年	18.9
1885—89年	27.6	1925—29年	22.6	1961年	18.7
1890—94年	28.3	1930—34年	21.9	1965年	18.5
1895—99年	24.9	1935—39年	21.9	1970年	19.3

正離婚率が14.9である。したがって、トータルでは34.2という数値になる。けっきょく、この110年前と後とを比較してみた場合、1860年の33.3と1970年の34.2という数値では、1970年のほうがほんの少し高くなっているだけであって、ほとんど大きな差を見いだすことができない。

K. デイヴィスは、このことについて次のように述べている。⁹⁾ すなわち、「結婚の無効を含めての可能なかぎりでのそうしたデータから、われわれは次のようなことが言える。すなわち、事実上の別居や遺棄（知られていない変化）を別にしても、アメリカにおける婚姻解消の全体の比率は、1世紀以上のあいだ上昇してきている、と。」しかし、もちろんデイヴィスものに指摘しているように、全体にたいする離婚そのものの貢献度は、1860年から1864年のあいだの3.5%から1970年の43.6%に大幅に上昇してきている。つまり1970年では、離婚率と死亡率とを合わせた全体34.2にたいする離婚率は、14.9であって、全体にたいするそのパーセンテージは43.6%になるのである。

たしかに1970年の時点では、婚姻解消の全体にたいする第1次的要因は離婚そのものではない。しかし、詳しいデータは入手できないが、1970年代における離婚率の上昇は、平均余命のさらなる伸長とともに、離婚が死亡よりもより大きな役割を演じて年間の婚姻解消の第1次的要因になる大きな転換期となったものと予想される。

ところで婚姻解消は、以上のような離婚と死

亡といった要因だけではない。そのほかに重要な要因としては、別居や遺棄などがある。しかし、これらについてはいかなる統計的データも入手できず、いわゆる「未知の変化」でしかない。ただ側面的にアプローチするとすれば、1つだけその方法がある。それはアメリカにおけるこれまでの離婚制度ないしは離婚法などの歴史的变化について少しでも詳しく知識を得るという方法である。すなわち、一定の条件はあるにしても、離婚法が厳格であれば、人びとは離婚を選ばずに別居や遺棄（あるいは精神的別居や精神的遺棄）を選び、厳格でなく容易に離婚が得られるとすれば、それだけ多く離婚を選ぶことになるからにはほかならない。そこで、次にアメリカにおけるこれまでの離婚制度について歴史的に振りかえってみることにしてみたい。

3. アメリカの伝統的離婚制度

アメリカにおける家族ならびに結婚に関する法制の起源は、およそ10世紀から11世紀ごろのイギリスにさかのぼる。それはキリスト教的倫理観にもとづく男女の神聖な結びつきという考え方によるものであった。イギリスにおいて教会が効果的に機能していた時代である。L. J. ウェイツマンらによれば、伝統的な結婚についての法的規制には5つの原則があったという。¹⁰⁾ 第1は、男と女であること、第2は、一夫一婦制であること、つまり姦通は許されないこと、第3は、生殖のためであること、第4は、配偶者間に支配服従の関係を認めていたこと、そし

9) Kingsley Davis, "The American Family in Relation to Demographic Change", in U.S. Commission on Population Growth and the American Future, *Demographic and Social Aspects of Population Growth*, Vol. 1, G.P.O., 1972, pp. 235-266.

10) L. J. Weitzman and R. B. Dixon, "The Transformation of Legal Marriage through Non-Fault Divorce", in A. Skolnick and J. H. Skolnick (eds.), *Family in Transition*, Little, Brown and Co., 1980, pp. 354-367.

て第5は、配偶者間に役割分業を規定していたことである。

ここで第4と第5の原則についていくらか詳述してみると、まず第4の原則の意味は、夫は妻と子供をしたがえた一家の主人であること、そして結婚した女性は夫の庇護のもとにあり、法的には1人の人間ではないということの意味する。そして第5の原則の意味は、家族における役割と責任に関しての性にもとづく分業を意味しており、女性は妻、主婦、そして母として夫の人生の約束を支え、貢献すべきこと、そして夫は家族の経済的安穩のためにひとりその責任を負わされていることを意味する。

19世紀になって「既婚女性財産法」によって妻の法的地位の無能力性は、ほとんど除外されたが、夫が主人という考え方は残ったままでアメリカの制定法や判例法に確固として具現化することになった。また結婚した女性の従属性は、結婚後の居住規則や名字規則などに表現され、男性の側の同一性を中心とする形の家族ならびに結婚となった。

一方、離婚に関しては H. H. ケイの指摘するように、¹¹⁾ 「正当な結婚を解体することを法的に判決するような、そして一方あるいは双方の当事者に配偶者が生きているあいだに再婚を許すような現代的意味での離婚は、1857年までイギリスには存在しなかった。」結婚は破壊することのできない結合であって、原則どおり当事者の死によってのみ終わるものであった。つまり、離婚をまったく認めない非解消主義をとっていたのである。しかし、17世紀の終わりに始まる国会特例法が例外的に姦通という唯一の理由をもって離婚を許可しだした。こうした離婚は、莫大な費用と時間がかかり、金持ちか、あるいは貴族の男性にのみ適用され、離婚は一部の特権とされたが、実際にはほとんど認められなかった。¹²⁾ 一般的に17世紀および18世紀の

イギリスの人びとに望みうる最善の方法は、「別居」でしかなかった。

イギリスでは1857年まで教会裁判所 (Ecclesiastical Court) が結婚と離婚について排他的な裁判権を保持していた。1857年に離婚の裁判権が市民裁判所システム (Civil Court System) に移ることになった。しかし、離婚の前提となるものは何も変わることがなかった。そこでは男女にとって異なった基準の離婚法が確立されていた。「妻は……夫の姦通がさらに重婚、虐待、あるいは近親相姦などによって一層悪化させられた場合にのみ離婚が認められた。しかし夫は、妻の姦通だけで離婚が認められた。」¹³⁾ 初期のアメリカの離婚は、こうしたイギリスの伝統に強く影響されていた。

(1) 植民地時代の離婚

植民地時代のアメリカについては、離婚について統一された形で論じることが困難である。当時のアメリカの植民地は、独立した植民地であって、アメリカはその集合体でしかなかった。離婚のような問題については植民地それぞれがまったく別個の裁判権を保持していた。したがってプリマスとか、ニューヘヴンなどといったように植民地ごとに論じる必要がある。しかし、それでもいくらかの一貫性はあった。例えば、ニューイングランド、中部、南部といった区分が可能である。

中部および南部の植民地では、立法府によって離婚そのものは認められていたが、しかし、ほとんど希であった。とにかく17世紀および18世紀は、極めて保守的であって、離婚は広汎に行きわたった現象ではなく、まったく希有であった。ただ南部では、その点で保守的という理由だけでなく、それは家族システムの開放性や結婚外での性的結合の機会の可能性などの反映でもあったらしい。W. オニールは、次のように述べている。すなわち、「南部では離婚は存在しなかった。というのは、広く行きわたった

11) H. H. Kay, "A Family Court: The California Proposal", in P. Bohannon (ed.), *Divorce and After*, Doubleday, 1970, p. 221.

12) Homer Clark, *Domestic Relations*, West, 1968, p. 281.

13) Ibid., p. 282.

なお、イギリスが有責主義の離婚法から破綻主義の離婚法に改正したのは、1969年であり、その施行は1971年からであった。

聖公会信仰の慣習や教義がこれを禁止してはいたが、開放的で気楽な家族システムがそれを必要としなかったからである。……家父長制家族は……ときに離婚を必要とするものである。』¹⁴⁾

一方、ニューイングランドでは離婚にたいする法律や態度は、当時のイギリスよりも少しは自由であった。イギリスのような再婚を認めない形での真の離婚の禁止は、存在しなかった。また教会裁判所システムもなく、イギリスに対抗して、どちらかという離婚は別居よりも好ましいものとされた。つまり、再婚がそれなりに重視された。そして姦通、遺棄、虐待、重婚などといった理由が離婚の根拠に据えられた。しかし、両性が平等に扱われたわけでは決していなかった。と同時に、離婚がそれほど容易に認められたわけでも決していなかった。

ニューイングランド全体をとおしての例としてマサチューセッツでは、結婚と同じように離婚は、市民の問題であって、決して宗教の問題ではなかった。「結婚は、神への宣誓ではなく、神父の介入が不必要な、そして場違いな市民的契約であることが宣言された。』¹⁵⁾ したがって、治安判事がほとんどの結婚の儀式を遂行していた。結婚についてのこうした見方は、離婚にたいしても同様な傾向が見られた。離婚の決定は、市民裁判所の手にあり、1692年と1786年のあいだマサチューセッツの離婚は、州知事やその議会からなる裁判所の面前で行なわれた。G. E. ハワードは、17世紀のマサチューセッツでは40ケースの離婚ないしは結婚解消の事例を見いだすことができている。しかし、1644年から1673年までの正確な記録がないので詳しいことは不明である。

当時の離婚根拠は、姦通、虐待、遺棄、重婚などの理由であったが、真の遺棄は存在しなかった。むしろ夫が長い期間、旅に出てしまって戻らず、裁判所が死んだと考えて妻の離婚を認め

るという形であった。重婚は、マサチューセッツでの離婚の初期の訴訟においてしばしば認められた。当時、マサチューセッツとバージニアが人口の大多数を有していたことを前提に M. ゴードンは、以上の理由として次のような説明を加えている。¹⁶⁾ すなわち第1は、多くの男性がイギリスや他の植民地に往々にして妻を残して移民してきていたということ。つまり、妻に仕送りする夫の役割は、ときに旅費をかせぐ期間の長さや新世界での寂しさによって挫折してしまったということである。第2は、人びとが植民地から植民地に移るにつれて匿名性の余地が存在したということである。重婚は、それほどやすく捜査されることはなかったという。しかし、その100年ののちまでには状況は変わり、重婚は、ほとんど言及されることがなくなった。

重婚に加えて離婚の3つの要因は、姦通、遺棄、虐待であった。N. コットは、1692年から1786年までのマサチューセッツの離婚の詳しい分析を行ない、この時代には全階層から離婚申立てが出されているが、その多くは中間階層であったことを見いだしている。¹⁷⁾ この期間のあいだに知事とその議会の面前に出された229の申立てのうち128は、女性によって持ち込まれていた。しかし、首尾よく離婚を獲得しているのは男性たちであって、女性たちは、より不利であった。根拠は多様であるが、男性の84%、女性の59%が姦通を理由とする訴訟であった。

興味のあることは、イギリスの法律や慣習における姦通にたいして示された二重基準についての清教徒（ピューリタン）たちの批判という事実にもかかわらず、たった1人の女性が17世紀のあいだに姦通という単一の根拠で離婚を獲得しただけであった。そして、この決定も結果的には逆転させられてしまっている。この間の事情をコットは、次のように述べている。¹⁸⁾

14) William O'Neill, *Divorce in the Progressive Era*, Yale University Press, 1969, pp. 10-11.

15) G. E. Howard, *A History of Matrimonial Institutions*, Vol. II, University of Chicago Press, 1904, p. 127.

16) M. Gordon, *Op. Cit.*, 1978, p. 282.

17) Nancy Cott, "Divorce and the Status of Women in Eighteenth Century Massachusetts", *William and Mary Quarterly*, Vol. 33, (Oct. 1976), pp. 586-614.

18) Ibid.

すなわち、「夫の侮辱的な行動は、決して離婚の条件にはならなかった。夫の固有の義務は、生活費の供給ということであった。そして妻のそれは服従的な奉仕ということであった。ここでは結婚は、主人と召使いとの年季奉公の契約に似ていた。」と。

ところで、18世紀の最後の25年に離婚を申立て、かつ獲得しえた女性の各年の平均数が著しく増大してきている。こうした事実の存在にたいしてゴードンは、「結婚に関しての新しい仮定の反映であるように思われる。」と指摘している。¹⁹⁾ つまり、独立戦争の時期を経て、新しい国家が出現(1776年独立)しはじめるにつれて、それは契約というよりもより愛情にもとづいた結婚への変化という証拠であって、離婚の許可もそれに付随したという解釈である。この時期に姦通は、両性に適用される方向に向っていった。もちろん、同じニューイングランドでもマサチューセッツとコネチカット、そしてロードアイランドなど、それぞれ事情が異なっていることは看過されるべきでない。

(2) 19世紀における離婚

19世紀にはリベラルと同時に保守的といえるアメリカ離婚の動向が伺える。独立戦争後の1つの幅広い動向は、多くの州において議会や立法府の手から離婚の裁判権が取り除かれたことであった。1785年にはペンシルバニアにおいてその最高裁判所にたいして性的不能、重婚、姦通、あるいは遺棄などの根拠で結婚を終結させる権利が与えられた。²⁰⁾ ニュージャージーでは、根拠が姦通と遺棄のみに限定されてはいたが、1794年に同じように裁判権をその衡平法裁判所(chancery court)に与えられた。この時期にニューイングランドでも同じような法制化があった。

しかしながら南部では、19世紀になっても依然として立法府だけが完全な離婚の訴状を通わせることのできる従来からの法制パターンを保持していた。例えば、ゴードンによれば、バ

ージニアで衡平法裁判所が離婚を認める力をもったのは1827年であったが、しかし、この年でも完全な認可権は立法府がもっていたという。²¹⁾ バージニアでの最終的な権利譲渡は、けっきょく1848年であった。

19世紀の最初の4分の1では、このように法律上の離婚についての裁判権の委譲を見ただけでなく、離婚の根拠についてのリベラルな方向へのいくらかの発展が見られた。例えば、1843年にはコネチカットで「習慣的暴飲」や「耐えがたき虐待」などという根拠が新たに付け加えられた。1815年にはペンシルバニアにおいて遺棄の期間が4年から2年に短縮された。そしてN.M. ブレイクによれば、妻の一生を台無しにする夫による虐待ないしは野蛮な対遇や妻を家出させてしまうような妻への耐えがたい個人的侮辱などが付け加えられたという。²²⁾

1811年にはマサチューセッツでも夫の無視、虐待、遺棄を含めることによってその厳格な法律が緩められた。そして1875年には、7年間の刑事上の重罪という根拠が付け加えられた。しかし、すべての州がそれほどリベラルになったわけではなかった。例えば、南カロライナでは20世紀に入ってもしばらくは、依然として(1946年まで)離婚そのものを認めていなかったし、ニューヨークでは、ほんの最近(1967年改正)まで離婚の根拠として姦通のみを規定していただけであった。したがって、南カロライナ市民やニューヨーク市民などには別のところで離婚を獲得するという「移住離婚」(migratory divorce)をするか、「別居」のままでいるといった人びとが多くならざるを得なかった。ときに当事者たちの話し合い(共謀)のうえで姦通を捏造するといった虚偽の離婚訴状さえ登場した。

ところで、19世紀の離婚法制における重要な発展は、いわゆる総括条項(omnibus clause)の新設である。それは1824年にインディアナ州に始まって以来、いくつかの州によって採用されることになった。1824年のインディアナの制

19) M. Gordon, *Op. Cit.*, 1978, p. 283.

20) N.M. Blake, *The Road to Reno*, Macmillan, 1962, p. 49.

21) M. Gordon, *Op. Cit.*, 1978, p. 285.

22) N.M. Blake, *Op. Cit.*, 1962, p. 57.

定法は、姦通、虐待、1年間の遺棄などを含む離婚のためのいくつかの根拠を表にしたのちに、つぎのような条項を付け加えている。すなわち、それは「裁判所が離婚を認められるのが適当だと見なすような何らかのその他の理由」²³⁾ という条項である。それと同じ条項が1832年にイリノイ、1852年にユタ、1860年にワシントン、そしてメイン、ルイジアナ、アリゾナなどで新設された。このことは大きな任意性をこれらの州が裁判所に与えたことになる。

すでに述べたように、ニューヨークのような保守的な裁判権の存在するところでは、移住離婚を入びとに求めさせた。19世紀の中ごろ、当時の西部は、離婚を求める入びとに便宜をはかることに反対しないところとして新しい認識が出現した。とくにオハイオは、人口の大きさにたいする異常に高い離婚率からしてかなりの州外の入びとにサービスをしたようである。²⁴⁾ こうした州の入びとは、それを恥と考え、もっと厳しい離婚法制をという激しい抗議がやがて聞かれだした。なかでもインディアナは、結婚解消を求める入びとの心のなかで特別なところと映るようになった。

1824年制定の総括条項と相まって、居住条件の欠如がインディアナを離婚を得るための魅力的なところにした。そこで怒りをもって通過させた1873年の離婚法では、単に2年間の居住期間の要求だけではなく、宣誓供述書をこえて居住の具体的な証拠を要求したのであった。

西に移動するにつれて、各州は「離婚天国」と考えられた。南ダコタと北ダコタは、それらがダコタ地方であったとき、3か月の居住条件だけであった。南ダコタでは、離婚を求める入びとの流入の結果として町に「旅行者」商売が流行しだした。しかし実際には、離婚を求める入びとが墮落した罪深い享楽の主たる客であったかどうかは明らかではない。

一方、激怒した市民の抗議の声や非難のさけびが持ちあがった。保守的改革の旗が聖公会の

司教によって南ダコタに起こった。²⁵⁾ 1890年代の初めのこの司教の努力は、6か月に居住条件を伸したり、ケースによっては1年に拡大させられたりするような1893年における法案の通過をみた。しかし司教は、満足しなかった。20世紀に入って1年居住の条件を1907年に法案通過させたのである。19世紀の後半のあいだのアメリカにおける離婚の進展にたいする保守的の巻き返しは、1880年代のあいだに弾みをつけた。例えば、さまざまな宗教団体が参加して1881年に「ニューイングランド離婚改革連盟」が創設されている。前年の1880年には離婚が全国で約20,000件ほど認められているが、ゴードンは、「この数字は、現在ではバケツに1滴の水のようなものだが、当時としては大洪水と見なされた。」と述べている。²⁶⁾

19世紀の終わりのアメリカでは、離婚法制の統一化が叫ばれるようになった。ペンシルバニア州知事のリーダーシップのもとに「全国統一離婚法会議」が結成され、1906年にワシントンD.C.で第1回会議が開催された。激しい議論のすえに全国統一離婚法会議は、離婚のための6つの統一的根拠を提案している。すなわち、それらは姦通、重婚、重罪判決の有罪、耐えがたい虐待、2年間の意図的遺棄、そして習慣的酩酊であった。²⁷⁾

以上のように、19世紀のアメリカにはさまざまな動きがあったが、ウェイツマンらは1900年の段階でのアメリカの離婚を統一的に捉えて、州によって多様性はあるものの、ほとんどの州が次の4つの主要な原則を採用していたという点では一貫していたことを指摘している。²⁸⁾ すなわち、第1の原則は、性にもとづく役割分業や責任を永続化させたことである。つまり合法的結婚の約束として、男の経済的サポートと女の家庭的サービスの伝統的な互惠性の永続化であった。第2の原則は、離婚のための根拠を要

25) Ibid.

26) M. Gordon, *Op. Cit.*, 1978, p. 288.

27) N. M. Blake, *Op. Cit.*, 1962, p. 42.

28) L. J. Weitzman and R. B. Dixon, *Op. Cit.*, 1980, pp. 354-367.

23) J. H. Barnett, *Divorce and the American Divorce Novel*, Russell and Russell, 1968, p. 19.

24) M. Gordon, *Op. Cit.*, 1978, pp. 286-287.

求したことである。つまり、離婚にとっての合法的根拠を示してのみ、離婚が認められたということである。そして、その合法的根拠は、極めて厳しいものであった。さらに州によってはニューヨークのように姦通のみを唯一の離婚根拠にしていた。

第3の原則は、合法的離婚が敵対的行為 (adversary proceeding) にもとづいていたことである。敵対的過程は、一方に罪があり、かつ責任があって、他方は無実で被害者であることを要求するものである。したがって、離婚を得ることにおける原告の成功は、被告人の罪(過失)を証明する能力に依存していた。離婚は、つねに罪の当事者にたいする無実の当事者の勝利でなければならなかった。第4の原則は、離婚における過失の決定には財政的条件が連動していたことである。つまり、裁判所によって離婚行為での罪か、あるいは無実かを判定されることは重大な経済的結果をともなったのである。多くの州では、裁判所が財産の半分以上を有罪あるいは加害者側に課すことを規定していた。H. D. クローズによれば、36の州が裁判所に離婚にさいして財産を分割する権利を認めていた。そして、残りの14の州が男も女もそれぞれの名前で財産を保持することを認めるシステムとしての財産法をもっていた。²⁹⁾

要するに、アメリカにおける伝統的な離婚制度は、結婚における配偶者の役割と責任の制裁 (sanction) に役立っていたといってよい。それは罰を与えたり、報償を与えたりしたのである。人びとは離婚を求めても、このような制裁に甘んじなければならなかった。制裁を好まなければ、そして具体的に確かな罪あるいは過失の存在しない不和状態の長期に持続した夫婦の場合には、離婚は得られなかった。しかし、その場合、かれらが「別居」を選択しなかったという理由を見いだすことは、決して容易なことではない。

明確な離婚根拠を求める有責主義ないしは制

裁主義による厳しい離婚の認可条件であればあるほど、それだけ人びとは離婚手続きを諦めて別居という形をとることになる。アメリカのこれまでの婚姻解消の全体のうちで別居の占める割合は、統計的には把握することが困難であるが、決して小さな数字ではなかったと予想される。しかし、こうした見方は、離婚法制が改正されれば、離婚率が上昇するという見方になり、この間のアメリカの離婚率の上昇の原因を法改正に単純に求めることになる。離婚率の上昇は、ただ単純に法改正のみに求めることはできない。むしろ法改正は、離婚率の上昇の結果でさえあるという見方もできる。このことは十分に確認されなければならない。

しかし、厳格な法制のために諦めていた別居のような形の潜在的離婚が法改正によって一時的にしろ顕在化するだろうことは無理な予想では決してない。そこで次に、主として20世紀における移住離婚をいくつか考察し、そののちに1960年代後半から開始されだした無責離婚法への改正とその影響についていくつか考察してみることにした。

(3) 居住条件と移住離婚

20世紀に入ってからアメリカにおける離婚は、19世紀の延長であった。人びとの離婚需要が高まってきているにもかかわらず、いくつかの州での離婚法の寛容化ないしは自由化があったとはいえないものの、伝統的な有責離婚法あるいは有責主義的な離婚政策を採用していた。とくにニューヨークや、ニュージャージーや、南カロライナのような厳しい離婚法をもっている州においては、人びとは再婚のためにも別居に甘んじておられずに離婚を求めて移住する、いわゆる移住離婚の行動をとった。

これらの州の人びとのニーズを充たすために明白な形で新しい離婚植民地が生じたのは、やはり20世紀の前半世紀のあいだであった。すでに述べたような19世紀の離婚天国などとは異なっていて、20世紀のいわゆる離婚植民地は、州の政府や地方の企業の援助と支持があり、それによって繁栄さえしていった。早い離婚ということで人びとの関心をもっとも強く引いたのはネバ

29) H. D. Krause, *Family Law: Cases and Materials*, West, 1976, p. 980.

ダ州であった。

N. M. ブレイクの著書『リノへの道』（1962年）は、20世紀になってネバダがいかにしてアメリカにおける主たる離婚植民地として登場したかを明らかにしている。それはネバダが離婚を認可するための必要条件としての居住条件をその他の州に比して相対的に短い期間にしていたということ、そしてまた、その他の理由も存在していたことがブレイクの本書によって理解される。

20世紀の初期には、離婚を得るための居住条件を6か月としている州は、いくらか存在していた。ネバダは、それらの州のうちの1つであった。このネバダの6か月という居住条件は、初め州への多くの移住者であった鉱夫たちにとっての離婚をも含めての主として選挙権の問題との関係でいくらかの居住条件が必要であったということに由来する。したがって、この6か月という居住条件が活発な離婚取引を刺激するようなものではなかった。ネバダが離婚植民地として東部の人びとから認識されるようになるのは、むしろネバダでの離婚の多くの事例が20世紀の初期に幅広く公表されたからであった。

このことは、ブレイクによれば、ニューヨークの弁護士であった W. H. シュナイツァといったような進取の気性に富んだ人びとによって助けられたようである。この人は、1907年にニューヨークからリノに移住し、全国の新聞に広告を出し、かれの広告に応じてきた早い離婚を求めている人びとに向けてパンフレットを送りはじめたのであった。³⁰⁾ こうした努力は、弁護士として離婚にかかわる法律問題を処理することはもちろんのこと、州において強力な保守的な巻き返し運動がもちあがったさいには、有益なものとして機能したようであった。

保守的な巻き返しの中心となった人びとは、聖職者だけでなく女性グループも含まれた。そしてリノの指導的新聞もそれに加わった。これらの人びとは州にたいして極めて成功裡に6か月から1年間の居住条件に変更させることがで

きた。しかし、この勝利は、1914年の選挙において州政府の改組という形をとって決着をみている。というのは、法改正に重要な役割を演じた州議員たちや知事が公職から罷免されたからである。かれらの交代は、明らかにこれらの問題にたいして別の見解が人びとによって支持されたからにはほかならない。それは主として企業家的関心からの圧力であった。かくして居住条件は、また以前の6か月に戻される形になった。

ネバダが、そしてリノが離婚首都になっていく道の次の段階は、1927年にやってきた。このときはいくらかの政治的策謀をとおして3か月居住条件が制度化された。1931年には、アメリカにおける離婚の州としてのネバダの名を他の州が居住条件を1年間から3か月に短縮することによって脅かされるのではないかと恐れて、³¹⁾ ネバダの政治家たちは、さらに一步すすめて、居住条件を6週間に短縮するという決定を行っている。このことによって少なくともネバダをして一時的にはその地位を保証させたことは事実であった。つまりネバダは、アメリカにおける離婚首都としての地位を保ったのである。

しかし、20世紀のあいだの移住離婚については、いささか誇張されたところがあったようである。このことについてゴードンは、かつてアメリカにおいて有責離婚法が支配的であった1960年代、移住離婚がアメリカ全体の離婚の5%にも満たず、それよりも低くかったと見積られたことがあったことを報告している。³²⁾

4. 無責離婚法への改正と影響

(1) 法改正の経過

離婚は、アメリカにおいて従来、逸脱的家族

31) 当時、アメリカにおいてはネバダ以外にも離婚裁判の判決における行政履行上の条件を緩める州がいくつも登場し、ネバダにとって競争相手は少なかった。アーカンソー、フロリダ、アイダホ、ワイオミングなどは、その競争相手であった。さらにまた、ネバダにとって競争相手は、国内だけではなく外国にもあった。例えば、豊かなアメリカ人で、フランスやメキシコに出かけて行って離婚をするものもいたからである。

32) M. Gordon, *Op. Cit.*, 1978, p. 292.

30) N. M. Blake, *Op. Cit.*, 1962, p. 153

パターンあるいは病理的家族パターンと見なされてきた。しかし今日では、急速にありうる結婚の結果あるいは結婚の一面として受け入れられるようになってきている。1970年にカリフォルニアで最初に法制化をみた完全な意味での「無責離婚法」は、その1つの現われにはかならない。今日では、無責離婚は、アメリカにおいて「現代的」離婚として認識されるようになってきている。

カリフォルニアでは、それまで姦通や虐待をはじめとするいくつかの離婚根拠を明示した有責離婚法であった。村井衡平の紹介によれば、³³⁾カリフォルニアは1851年に最初の離婚法を制定し、離婚根拠として姦通、極端な虐待、常習的飲酒、3年間の故意かつ継続的な遺棄、夫の扶養義務不履行、および2年以上の禁錮刑による有罪宣告を列挙していた。その後、1872年の州民法のうちに吸収され、それまで離婚法に規定されてきた上述の6つの離婚根拠がそのまま継承された。それ以来、そのまま約90年間を経てきたのであった。その90年後、1941年になって第7番目として不治の精神病が新設された。

そして、1969年になってロナルド・レーガン知事のもとで無責離婚法（案）が提出され、上下院を通過して、1970年1月1日施行となった。かくして、民法第1編第3部第1章に規定されていた「婚姻」に関する規定は廃止され、新しく第4編の第5部に「家族法」(The Family Law Act)というタイトルで第4,000条ないし第5,138条が新設された。以後、離婚という言葉は、「婚姻の解消」に置き換えられた。すなわち、「破綻主義」の採用となったのである。

けっきょくカリフォルニアは、不治の精神病以外の有責主義的ないしは制裁主義的な離婚根拠のすべてを廃止し、「和解できない不和による破綻」を婚姻解消の根拠として規定したのであった。要するに、無責離婚法への離婚法制における重大な変化をなしたのである。そのとき以来、ほとんどの州が同じような法律あるいは少なくとも無責原理にもとづく条項を採用し、

以前から何らかの無責原理にもとづく条項を採用してきたいくらかの州に加わった。それまで姦通のみを唯一の離婚根拠にしてきたニューヨークの場合も、それより少し以前の1966年に離婚法の改正を行ない、その新法は1967年9月に効力を発することになった。

ニューヨークでは、1787年に離婚法が最初に制度化されたが、上述のように姦通のみを唯一の離婚根拠とする有責主義であった。そのために移住離婚や別居という形を人びとが採用する結果となっていた。1966年に制定され、1967年に施行された新法は、それまでの姦通を唯一の離婚根拠とする条文を廃止して、離婚根拠の自由化を示す「別居」をはじめ6つの離婚根拠を規定した新しい条文に改正した。カリフォルニアにおける無責離婚法への改正のような大転換はともかくとして、今日、アメリカのほとんどの州がいくつかの有責根拠を残として、そのうえで「不和による破綻」も付け加えているのが現状である。なお、不和あるいは性格の不一致 (incompatibility) の条項は、アメリカにおいて決して最近になって改正されたものではなく、いわゆる総括外項から発展して別居 (separation) などとともに、ここ何十年間のあいだにいくつかの州において法制化されてきたものである。したがって現在、離婚法によって各州は、大きく次の3つに区分される。すなわち、無責法の州、有責法の州、および無責と有責の混合法の州である。

無責原理を導入した無責離婚法への改正は、いずれの当事者にも有罪である当事者を特定化する必要がない。結婚が破綻しているという消極的な特殊な条件において責任があるのであって、破綻の原因にたいする有罪ないしは無罪は問題にはならない。姦通のような行為を犯したとしても、そのことが問題になるのではなく破綻そのものが問題になる。今日のアメリカでは、そこで離婚を得るためには結婚が和解できない点にまで到達していることを夫婦が裁判所に納得させればよい。

以上のことは、離婚を獲得するために和合不可能か否かについての論議に全員がしばられて

33) 村井衡平「アメリカにおける離婚原因の変化」『ジュリスト No. 665』有斐閣、1978、pp. 59-65.

しまうことになる。ただ、ここでは従来の離婚を特徴づけてきた敵対的システムは、除去された形になっている。ゴードンの指摘によれば、いくらかの裁判所では、夫婦が法的に特定期間（例えば、少なくとも1年間）のあいだ別居していれば、ほとんど法的別居は離婚に転換される決定がなされるらしい。³⁴⁾ さらに最近では、離婚扶養料 (alimony) は女性のみが受けとるのではなく、両当事者に課されるという法律をほとんどの州が有しているようである。³⁵⁾

ウェイツマンらによれば、無責原理にもとづく破綻主義的離婚法は、けっきょく伝統的な離婚法を次のような4つの基本的原則において変化させたことになるという。³⁶⁾ すなわち第1に、いうまでもなく離婚にとっての過失にもとづいているべき根拠を廃止したこと、そして第2に、敵対的過程を除去したことである。第3は、性にもとづく役割分業や責任の不履行にたいする制裁を廃止したことである。そして第4は、性にもとづく新しい平等な規範を設定したことである。

上述の変化の第3の点は、従来の離婚における財政的側面での制裁がむしろ両当事者の公正、平等、ならびに経済的必要性にもとづくものに変化したことを意味する。従来のような過失への責任追及や罰ならびに報償という形をとらなく、離婚扶養料や財産分割などがより現実的な基準でもって両性の新しい平等原理と経済的環境条件にしたがって決定されるようになったのである。

第4の点は、従来の夫と妻の伝統的な役割上の法的義務あるいは責任が再規定されたことを意味し、古いタイプの男女の役割分業に代わって夫婦を平等にする性的に中立的義務を制度化することになったのである。両性は、結婚において平等のパートナーであると見なされ、もはや夫ひとりが経済的サポートの責任を負わされ

たり、妻ひとりが家庭的サービスの責任を負わされたりすることを廃止することが試みられたのである。

(2) 法改正の影響

法改正の影響を評価することは、極めて困難である。しかし、1967年にニューヨークが離婚根拠をより自由化した新法を施行して以来、その改正の成果は、次の文章から理解して明白である。すなわち、「この法律は、1967年9月に効力を発することになった。そして、離婚と婚姻取消の実数は、1967年の7,136から1968年の14,861の2倍になり、そして1969年には21,184の3倍になった。比率は、0.4から0.8、そして1.2と次第に増大してきた。……かくして、並はずれた増大にもかかわらず、1969年のニューヨークの比率は、全国比率の2分の1以下であった。」³⁷⁾

一方、ニューヨークの人びとが伝統的に離婚のために移住していた州、例えばネバダなどは、この間にいかなる付随した離婚率の減少を示すような証拠もなかった。またカリフォルニアでは、法改正の施行された1970年初めから1970年末までの離婚率の上昇は、人口1,000人当たり4.2から5.7という極めて大きな上昇であった。図2は、R. シェーンらによって、それまでのカリフォルニアの過去の動向から推計された自然増を差し引いたうえでの純粋に法改正の影響だけを求めるために調整されたものを図に示したものである。³⁸⁾ その差がいかに大きいかがよく分かる。

これらのことはニューヨークやカリフォルニアにおけるこの間の離婚率の上昇が法改正の影響によるものでないと断言するには大きな勇気があることを示している。M. ラインスタインは、しかしながら、自由化された法律が離婚率に肯定的に効果をもっていることを認めつつも、

34) M. Gordon, *Op. Cit.*, 1978, p. 293.

35) U.S. Dept. of Labor, *Handbook on Women Workers*, G.P.O., 1975, p. 37.

36) L. J. Weitzman and R. B. Dixon, *Op. Cit.*, 1980, pp. 364-367.

37) U.S. Dept. of Health, Education, and Welfare, *Divorce: Analysis of Change in the United States*, DHEW Publication, No. 73-1900, G.P.O., 1973, p. 3

38) R. Schoen et al., "California's Experience with Non-Adversary Divorce," *Demography*, Vol. 12, (May, 1975), pp. 223-242.

図2 カリフォルニアの年次別の調整後の普通離婚率



それは結婚の崩壊を促進するからではなく、むしろ以前には別居に頼らなければならなかった人びとが今では離婚を手に入れることができるようになったからにほかならないと指摘している。³⁹⁾

ここまでの議論では、けっきょく法改正の影響については、それが離婚率の上昇の原因となるとは必ずしも言い切れないということ、しかし、別居を甘んじていた人びとには離婚を可能にさせるという意味で離婚行動に向わせるという効果をもち、一時的には離婚率の上昇をもたらす可能性があるということである。A.J. ノートンらは、全国的な統計資料をもとに慎重にも「以前の状態のもとでは、もっと長年月に引き延ばされたであろう離婚の時期における早期化」が生じていると述べている。⁴⁰⁾

G.C. ライトらは、1978年になってまさに「アメリカ諸州におけ

る離婚への無責離婚法の改正の影響」というタイトルで、そのものズバリの論文を書いている。⁴¹⁾ そこで、しばらくライトらの論文をここに紹介することにしたい。

ライトらは、まず破綻主義にたいして「無責離婚法への改正は、裁判所が死んでいる結婚を法的に終らせたり、助けたりすることによって、結婚にとっての調停を奨励することであって、家族の安定化を促すというのが現実的な役割である。」と指摘し、法改正が離婚率の上昇をも

表4 法改正年次と調整後の普通離婚率

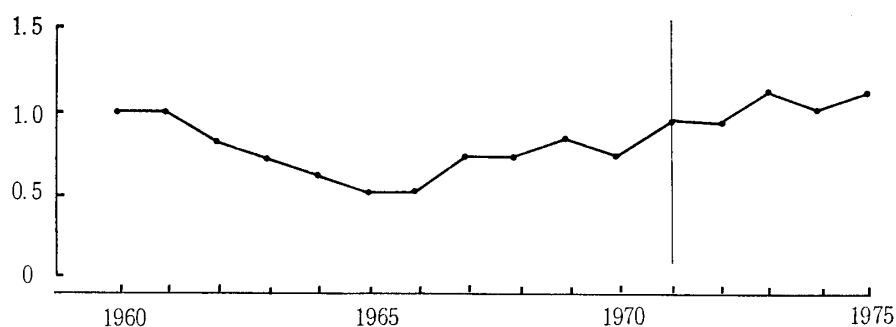
法改正年次	州の数	改正前の比率	改正後の比率	差
1969	1	1.20	1.81	0.61
1970	2	1.00	1.12	0.12
1971	5	0.78	1.08	0.30
1972	6	0.51	0.54	0.03
1973	9	1.00	1.18	0.17
1974	2	0.25	0.51	0.26

39) Max Rheinstein, *Marriage Stability, Divorce, and the Law*, University of Chicago Press, 1972, pp. 306-307.

40) A. J. Norton and P. C. Glick, "Marital Instability: Past, Present, and Future", *Journal of Social Issues*, Vol. 32, (Winter, 1976), pp. 5-20.

41) G. C. Wright and D. M. Stetson, "The Impact of Non-Fault Divorce Law Reform on Divorce in American States," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 40 (August, 1978), pp. 575-580.

図3 1972年1月1日改正法施行の5州の調整後の普通離婚率



たらずものでないこと、つまりアメリカにおける離婚率そのものの上昇の原因ではないことを論じようとしている。このことは、まず最初に確認しておかなければならない。

ライトらの用いたデータは、1969年から1974年までに無責原理を何らかの形で採用した25の州を対象に得られたものである。表4は、その分析結果である。「調整後の普通離婚率」とは、各州の過去の動向から推計された自然増の比率を差し引いたうえでのその年次だけの純粋な比率である。また「改正前の比率」とは、それぞれの州の1960年から改正前年までの普通離婚率（人口1,000人当たりの比率）の平均値である。そして「改正後の比率」とは、それぞれの州の改正前の次の年から1975年までの普通離婚率の平均値である。

この表からしてライトらは、改正前と改正後の比率の差は極めて低い数値であって、法改正が離婚率の上昇に明白かつ持続的な影響を及ぼしているとは言えないと主張している。そして図3に見られるように、1971年に法改正し、1972年にそれを施行した5つの州（すなわち、アラバマ、フロリダ、オレゴン、北ダコタ、ニューハンプシャー）の調整後の離婚率の平均値をとって図にしてみると、それは法改正前の1966年ごろから始まっている離婚率の上昇のパターンと同質であって、そこには何らの異質な変化は見いだせないと主張している。ライトらの論文の意図は明らかである。それは多くの法学者や社会学者、そしてマリッジ・カウンセラーたちが大いに歓迎している破綻主義の無責離婚法への改正を理論的に支援することである。

ライトらは、「法改正したから離婚率が上昇したのだ」などという世評を科学的に論破しようとしたと言ってよい。そして、そのことは確実に証明されたと言ってよい。なおライトらは、表4の1974年の数値は、法改正をしていない他の州の平均値よりもより低い数値であったことを強調している。

たしかにライトらが論じているように、無責離婚法への改正がアメリカにおける離婚率を持続的に上昇させてきている原因であるという判断は、正しい判断ではない。すでに述べてきたように、人びとによる有責主義から破綻主義の離婚への需要の高まりがあって、それが原因で法改正が生じてきたという見方のほうがより正しい。離婚率の上昇は、アメリカの歴史において単純な一時的現象などではないことは、すでに見てきたとおりである。したがって、法改正後のいくらかの州における離婚率の急上昇は、むしろそれこそ一時的なものであるということになる。

ところで、法改正の影響については、離婚率の上昇といった統計的な数量の問題のほかに人びとによる離婚訴訟の行動パターンにも何らかの影響が存するだろうことが予想される。そこで次に、破綻主義への法改正が離婚訴訟の行動パターンにどのような変化を及ぼしたかを考察してみたい。

B. G. ガンターは、フロリダの都市であるヒルスボロー郡の主要な日刊新聞からデータを得て、⁴²⁾ 無責離婚法への改正前と改正後における男女の離婚訴訟のパターンの変化を調べてい

42) アメリカでは地方新聞が発達していて、その地方の結婚や離婚を個別に紹介する場合が多い。

表5 男女別離婚訴訟の比率 (%)

	男	女	全体
改正前 (N = 517) 1962 - 1971	38	62	100
改正後 (N = 4,838) 1972 - 1973	64	36	100

る。⁴³⁾ フロリダでは、1972年1月1日施行によって破綻主義の無責離婚法に改正されている。ガンターは、そこで改正前の1962年から1971年までと改正後の1972年から1973年までとを比較している。表5と表6は、その調査結果である。

みずからの結婚を終わりにさせる離婚にたいして、夫がその訴訟のための決定の主導権をとるのか、妻がその主導権をとるのかは、社会学的に大いに関心のあるところである。これまでの常識では、離婚の訴訟行動は、主として妻、すなわち女性のほうがその主導権をとり、夫の姦通、虐待、遺棄、常習的酩酊などにたいする救済願いとして訴訟行動をとるものと受け取られてきた。F.I. ナイらは、離婚訴訟の基礎としての離婚根拠といえども確実に役割と関連しているといっている。⁴⁴⁾ 例えば、収入獲得者の役割遂行の欠如は、ほとんどが男性の役割の問題であり、肉体的虐待も男性のほうが強いし、犯罪的行為もほとんど男性の活動である。また飲酒やギャンブルなども、ほとんどが男性の役割行動と見なされる。訴訟行動は、その点からし

表6 男女別離婚成立の比率 (%)

	男	女	全体
改正前 (N = 327) 1962 - 1971	30	70	100
改正後 (N = 3,484) 1972 - 1973	75	25	100

て女性の役割行動ということになる。

しかし、ガンターの調査結果からは、こうした伝統的パターンが主として有責原理にもとづく離婚法にその原因があることが理解される。ガンターの結論は、次のとおりである。すなわち、まず第1に、改正後の訴訟の数の増大とともに離婚の成立した数の増大である。そして第2に、改正前には訴訟の申立て者の半数以上が女性であったものが、改正後には男性の数が半数以上に増大し、逆転してしまったことである。また同様のことが離婚の成立したケースの数においても見いだされた。

離婚訴訟を申立てたり、それを達成させたりする行動は、性役割の行動といってよいが、ガンターの研究は、無責離婚法への改正がむしろその性役割を逆転させたということになる。しかし、ガンターの研究は、フロリダの単一州内の事例であった。したがって、法改正以外のより広汎な社会全体の変化がこの逆転にたいしても貢献したと考えられないこともない。そこで次の研究が必要となる。すなわち、敵対的システムの有責離婚法をもつ他の南部の州において同じ期間に離婚訴訟の申立てのパターンに男女の相違についての何らかの変化が生じたか否かの調査研究である。

ガンターは、そこで D.P. ジョンソンとともに、その調査研究のためにコントロール・グループとテスト・グループを設定して、いわゆる伝統的な社会学的実験方法で調査を行なっている。⁴⁵⁾ それは無責離婚法を1972年1月1日に施

43) B. G. Gunter, "Notes on Divorce Filing as Role Behavior," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39, (February 1977), pp. 95-98.

44) F. I. Nye and F. M. Berardo, *The Family: Its Structure and Interaction*, Macmillan, 1973, pp. 494-495.

もっとも W. J. グードは、次のように述べている。すなわち、「たとえ通常、女性が最初に夫婦葛藤において離婚を言い出しても、通常は男がそれを最初に望んでいるのである。そして、かれは行動において、たとえ意図しなくともその機能が、またたとえ目的としなくとも、その結果が、他方の配偶者をして最初に離婚を求めさせるようになる行動に携わっているだろう。」そして「夫は、しばしばそのような計画や策略を追求していることに気づいていないものである。」と。(W. J. Goode, *After Divorce*, Free Press, 1956, p. 135.)

45) B. G. Gunter and D. P. Johnson, "Divorce Filing as Role Behavior: Effect of No-Fault Law on Divorce Filing Patterns," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 40, (August 1978), pp. 571-574.

表7 フロリダの離婚訴訟行動のパターン

離婚申立ての比率 (%)				離婚成立の比率 (%)			
	男	女	全体		男	女	全体
第1回目 (N = 78) 1962—1963	29	71	100	第1回目 (N = 77)	36	64	100
第2回目 (N = 182) 1972—1973	68	32	100	第2回目 (N = 95)	69	31	100

表8 ジョージアの離婚訴訟行動のパターン

離婚申立ての比率 (%)				離婚成立の比率 (%)			
	男	女	全体		男	女	全体
第1回目 (N = 108) 1962—1963	27	73	100	第1回目 (N = 101)	27	73	100
第2回目 (N = 154) 1972—1973	30	70	100	第2回目 (N = 100)	33	67	100

行したフロリダ州（ヒルスボロー郡）と1973年改正で1976年になってようやく実施したジョージア州（フルトン郡）との比較である。2つの州のサンプルは、3月8日、6月10日、9月1日、12月15日という日付けで、第1回目の1962年から1963年の2年間と、第2回目の1972年から1973年の2年間でそれぞれ時期を一定にして集められている。フロリダの第1回目と第2回目のあいだには法改正が存在するが、ジョージアのそれぞれのあいだには当然のこととして法改正はなく、有責離婚法のままである。

表7と表8は、その調査結果である。結果は、破綻主義の無責離婚法への改正は、男女の離婚訴訟およびその完成のパターンに逆転を導いているが、有責離婚法のもとでは主として女性が離婚を訴訟し、完成させているパターンに変化はなく持続していることを明らかにしている。このことは性役割におけるより広汎な社会全体の変化が必ずしもこの逆転に大きな貢献をしているとは言えないということである。したがって、ガンターの最初の結論は、そのまま正しいことになる。しかし問題は、このような事実をどのように解釈するかである。

これまでの敵対的システムにおける有責離婚法では、離婚された側の当事者は、被告人であり、犯人であり、有罪ということになる。無責離婚法への改正は、けっきょくそのような付着された法的ならびに社会的なスティグマを除去するという結果になった。そこで、結婚を終わらせるのに離婚を求めるという公式的な、そして明白な主体的行動の段階をとるのに、これまでどちらかという躊躇してきた男性たちがより抵抗なく離婚訴訟行動をとるようになったということになる。ガンターらの調査結果にたいするこうした解釈が正しいとすれば、W. J. グードによって確認されている、いわゆる「男性の策略」(male strategy)を、⁴⁶⁾ 改正後は男性たちが用いる必要性がより減少するだろうことが期待でき、そのぶんガンターらの指摘するように「おそらく、それによって女性解放はもちろんのこと、男性解放の原因も前進させられた」ということになるかもしれない。

この節を簡単にまとめてみると、無責離婚法

46) グードの「男性の策略」については、本稿の注44を参照のこと。W. J. Goode, *Op. Cit.*, 1956, p. 135.

への法改正は、それなりに確かにアメリカの離婚率の上昇に一時的ながら何らかの影響を及ぼした。しかし、それは常識的な世評のようにアメリカの離婚率の上昇の主たる原因では決していなかった。むしろ法改正は、離婚需要の高まりの結果であると言ったほうがより正しい。ただし法改正は、それまで潜在的な婚姻解消である別居といった形などをとることによって離婚訴訟行動を躊躇していた人びとや訴訟行動をとることのできなかった人びとにたいしてより健全な行動をとる方向を促進したという点で、一時的ながらアメリカの離婚率の上昇に貢献してきた。これまでの離婚申立てにおける数のうえでの主たる主人公であった女性たちからこのたびの法改正が男性たちに逆転してきている事実も、以上のような一定の動向のなかに位置づけることができる。何はともあれ、破綻主義の無責離婚法への改正は、多くの調査結果からしてアメリカの結婚をより自由かつ健全な形に変えつつあると言って差しつかえない。

5. 離婚政策と離婚率

アメリカにおける無責離婚法への改正は、ほぼ1960年代の後半から1970年代にかけて集中的に実施されてきた。その意味では、アメリカにおいてここ約100年間のあいだにドラマチックに生じてきている離婚率の上昇を無責離婚法への改正それだけで説明することが不可能なことは、論を待たない。そして、この間の死亡その他を含めての「婚姻解消の全体」における死亡の占める比率の減少と離婚率の上昇に合わせての別居（物理的別居だけでなく精神的別居も含めてよい）の占める比率の減少を説明するには、同じく不適當であることは、論を待たない。

そこで次に、無責離婚法への改正に焦点をおくのではなく、各州のもつ離婚法や離婚政策の寛容性の度合によって離婚率がどのように変化するのかを考察してみることにしたい。州の離婚法が厳しいために別居等を選択せざるを得なかった人びとが離婚法の寛容化ないしは自由化ということによって別居などを選択するのでなく、離婚を選ぶようになって、結果として潜在的な

婚姻解消の顕在化が生じ、離婚率の上昇が見られるとするならば、本稿の初期の仮説（すなわち、死亡その他を含めてのアメリカの婚姻解消の全体にはこれまでそれほど大きく変動は存在していないという仮説）は、それだけ妥当性の度合をより濃厚にすることになる。と同時に、アメリカにおける平均余命の伸長という理由のほかに婚姻解消全体に占める離婚率のドラマチックな上昇の1つの理由も解明されることになる。⁴⁷⁾

離婚に関するより初期の社会学的研究においては、離婚にとっての法制上の離婚条文の内容と結婚解体にとっての実際上の原因とのあいだにはほとんど明らかな相関関係など何も見いだすことができないことを強調してきている。⁴⁸⁾このようなこともあって、これまでアメリカにおける離婚にたいしての離婚法のもつインパクトについての研究は、社会学者たちによってほとんど手をつけられることがなかった。アメリカにおける結婚の不安定性についての研究は、そのために主として社会的ならびに経済的研究に集中してきたと言ってよい。⁴⁹⁾

しかし、たしかに社会学的研究においては、これまで離婚法と離婚率には明白な相関関係などはないという研究成果が提示されてきてはい

47) だからといって、本稿が離婚率の上昇を離婚法の自由化にのみ求めているわけでないことは、言うまでもない。

48) E. R. Mowrer, "The Variance between the Legal and Natural Causes of Divorce," *Journal of Social Forces*, Vol. 4, (March 1924), pp. 388-392.

H. Harmsworth and M. Minnis, "Non-statutory Causes of Divorce: The Lawyr's Point of View," *Marriage and Family Living*, Vol. 17, (Nov. 1955), pp. 316-321.

49) J. Bernard, "Marital Stability and Patterns of Status Variables," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 28 (Nov. 1966), pp. 421-439.

J. R. Udry, "Marital Instability by Race, Sex, Education and Occupation, using 1960 Data," *American Journal of sociology*, Vol. 72, (Sept. 1966), pp. 203-209.

P. Cutright, "Income and Family Events: Marital Instability," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 33, (May 1971), pp. 291-306.

るが、それにもかかわらず法学者や社会学者たちは、国や州にたいして離婚法を改正するように働きかけたり、国や州の離婚にたいする政策を改革させようと働きかけたりしている。そして、そのような方策が社会的相互作用に影響を与えて、行動を規制するようになるだろうことを期待している。⁵⁰⁾ 一方、これにたいして立法機関や法学者たちは、大胆な改革を採用することに一貫して抵抗を示してきている。このことは、すなわち法律の厳格性を緩和することが離婚率の上昇に貢献するものという信念が人びとのあいだに極めて強いものであることを示す証拠であると言ってよい。

このように離婚の発生の原因が社会的、経済的、ならびに文化的な環境要因からの圧力にのみ依拠しているという主張と、一方で極めて経験理論的に離婚法あるいは離婚政策が離婚の発生に何らかのインパクトを与えるものという認識とが人びとの意識のなかで交錯しているのが現状である。もし初期の社会学者たちの主張するように、離婚の発生と離婚法や離婚政策が独立したインパクトを有さなければ、その場合、離婚法や離婚政策をもっと寛容化することや自由化させることは、離婚率の上昇にたいしてほとんど何らの影響も及ぼさないということになる。

もともと離婚法は、国が国民の性関係や、財産の分散、子供の扶養や養育などを具体的に規制するために制度化させた1つの手段である。その意味では、離婚法の厳しさや緩やかさが離婚の発生率を促したり、阻止したりする可能性は十分に考えられる。すでに述べてきたように、アメリカではそれぞれの州がそれぞれの州自体の離婚法を法制化しており、各州ごとに施行してきている。そのためにそれぞれが寛容性という点でひじょうに多様な展開を遂げてきている。

州によって離婚法や離婚政策の寛容性の度合に多様性が見られるということは、その多様性を利用することによって寛容性の度合（つまり

離婚法の厳しさ）に応じて離婚率がどのように異なるかを知ることができる。州ごとに多様性が見られることは、離婚法と離婚率との相関を把握するうえで極めて好都合ということになる。D. M. ステットソンらは、その点ですでに1975年に「アメリカ諸州における離婚法の効果」という論文を著している。⁵¹⁾ 以下、ステットソンらのこの論文における調査結果を紹介して見ることにしたい。

ステットソンらの研究は、基本的には離婚率にたいする各州の離婚法の有する独立の効果がどれほどのものかを分析することであった。これらの研究は、回帰分析 (regression analysis) を用いたより複雑な研究である。そこで、まず最初に、得られた知見の要約から紹介しておきたい。それは第1は、離婚法の寛容性と離婚率とのあいだには強い相関が存在すること、第2に、その相関は、産業化、都市化、収入、そして教育といった経済的発達における各州の多様性の効果と、人種、カトリック信仰、そして人口の安定性といった社会的コストがコントロールされたときでも相変わらず相関すること、第3に、離婚率についての経済的および社会的プロセスの効果は、法とその履行の寛容性がコントロールされたとき実質的に減少すること。以上である。

ステットソンらの研究をここですべて論じるとすれば、それだけで1つの論文になってしまう。そこで、ここではこの節にとって必要な部分のみの紹介に留めたい。ステットソンらの調査研究のサンプルは、アメリカの隣接している47州の各州の1960年における既婚婦人1,000人あたりに認められた離婚の数であって、それが離婚率の測定に用いられている。1960年という年は、すでに見てきたようにアメリカでは有責離婚法がまだ支配的であると考えてよい。また既婚婦人1,000人あたりということとは、夫婦1,000組当たりという訂正離婚率（特殊離婚率）

50) M. B. Virtue, *Family Cases in Court*, Duke University Press, 1956 (とくに Introduction を参照)。

51) D. M. Stetson and G. C. Wright, "The Effects of Laws on Divorce in American States," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 37, (August 1975), pp. 537-547.

表9 各州の離婚法指標と訂正離婚率

州名	離婚法指標	履行指標	訂正離婚率
アラバマ	5	76	23.03
アリゾナ	4	66	15.99
アーカンソー	5	85	14.65
カリフォルニア	3	74	13.06
コロラド	4	53	11.37
コネチカット	2	16	4.13
デラウエア	3	45	6.48
フロリダ	4	90	15.66
ジョージア	4	67	9.82
アイダホ	3	81	16.41
イリノイ	3	37	8.94
インディアナ	3	57	11.30
アイオワ	2	49	6.85
カンザス	4	58	8.96
ケンタッキー	3	69	10.63
ルイジアナ	2	36	5.64
メイン	4	39	9.64
メリーランド	2	42	6.95
マサチューセッツ	3	9	4.90
ミシガン	3	23	8.84
ミネソタ	3	41	5.32
ミシシッピ	3	60	10.93
ミズーリー	3	52	11.39
モンタナ	3	55	12.94
ネブラスカ	4	49	6.29
ニューハンプシャー	4	32	7.77
ニュージャージー	1	13	3.04
ニューメキシコ	4	77	17.40
ニューヨーク	0	4	1.76
北カロライナ	3	25	5.74
北ダコタ	3	46	4.26
オハイオ	4	48	9.84
オクラホマ	4	64	18.66
オレゴン	3	59	13.12
ペンシルバニア	3	22	5.26
ロードアイランド	3	19	4.70
南カロライナ	1	1	5.93
南ダコタ	3	59	5.12
テネシー	3	54	10.65
テキサス	2	50	15.30
ユタ	5	63	10.88
ヴェーモント	3	44	5.26
ヴァージニア	2	34	7.96
ワシントン	4	62	13.60
西ヴァージニア	2	40	8.22
ウイスコンシン	3	33	3.97
ワイオミング	5	72	16.56

と同じと考えてよい。調査対象となった州名とその訂正離婚率は、表9のとおりである。

表9の「離婚法指標」とは、次のような仮説から導かれたものである。すなわち第1に、一般的に州が離婚を認可する根拠の数が多ければ多いほど、その州の離婚法は、より寛容的であ

る。しかし C. カークパトリックは、離婚によって有効な根拠の数の総和が州の離婚率にたいしてほとんど関係しなく、有るとしてもほんの僅かであることを報告している。⁵²⁾ そこで、州

52) Clifford Kirkpatrick, *The Family*, Ronald Press, 1955, pp. 538-540.

の離婚法の寛容性に貢献しているのは、根拠の総数ではなく、むしろいくらかの特定の離婚のための根拠である。

ステットソンらは、そこで州の離婚率に影響を及ぼす離婚法の寛容性の指標として次の5つを選択し、それらを各1点配点で点数化し、州ごとのその得点を、いわゆる「離婚法指標」としている。

1年以内の居住条件	1点
身体的または精神的虐待	1点
扶養義務不履行	1烈
性的不能	1点
重罪	1点

したがって表9において、以上の5つのうちのどれも認めていない州は、離婚法指標が「0」となり、すべてを認めている州は、それが「5」になる。各州の得点は、表9のとおりである。

ステットソンらは、すでにいくつかの州の離婚法に「別居」や「遺棄」といった離婚法における寛容性の度合の低いと判断される内容の離婚根拠の存在することを熟知している。⁵³⁾ しかし、かれらの論文の脚注によると、経験的に實際上、別居などは、当時としてはそれだけでは単独で離婚根拠として取りあげられないこともあって、別居が独立した離婚率にとっての独立変数たりえないということから、⁵⁴⁾ 著者たちは、敢えてそれらを指標から除外したと述べている。事情が理解できないわけではないが、たとえ否定的な結果がでようとも、あるいはまた離婚率における有意な差異が得られなくとも、「別居」等が指標として点数化されなかったことは、本稿にとっては極めて残念というほかない。

表9における「履行指標」とは、各州の離婚

に関する制定法の行政的な履行および手続き上における寛容性の度合の指標を意味する。⁵⁵⁾ これは A. ブレールプレイトリスによって開発された指標であって、さまざまな状況のもとで人びとが離婚を獲得する場合の相対的な容易さについての判断を求めたアンケートによって得られたものである。⁵⁶⁾ 表9の得点は、各州における家族法についての68人のエキスパートによるその設問形式になったアンケートにたいする回答にもとづいて得点されたものである。高い得点をした州は、それだけ履行指標において寛容性ないしは容易さの度合が高いことを意味する。したがって、離婚法指標での得点と履行指標の得点の両方が高ければ高いほど、その州は寛容性の度合が高いことになる。表9では、寛容性の度合の高い州ほど離婚率が高いことが明らかになっている。

ステットソンらの研究は、けっきよく離婚法とその履行の寛容性によって評価される州における離婚政策の寛容性がその州の離婚率に肯定的に相関していることを明らかにしている。つまり、離婚法の寛容性は、その州の離婚率の主要な決定要因の1つであることを意味する。離婚法を寛容化する州は、法的行為によろうと、また裁判所をとおそうと、あるいはその両者であらうと、少なくともその離婚率において何らかの上昇を予期することができる。ステットソンらのデータには離婚根拠としての特殊な事情を考慮して別居の指標は含まれてはいなかったが、しかしアメリカにおける伝統的な離婚法が寛容化されるにつれて離婚率の上昇すること、つまり潜在的離婚の顕在化の生じることを明らかにしたことは明白である。本稿の初期の仮説

53) 例えば、ケンタッキーやウィスコンシンなどは、かなり早くから離婚根拠として「別居」を認めてきているし、オクラホマやニューメキシコなどは、「不和」といった破綻主義的特徴の離婚根拠を条文化してきている。

54) 選択された指標は、すべて回帰方程式において正の回帰係数を示す指標のみが選ばれている。別居などは、その点で州の離婚率における分散に関して単独でいかなる有意な説明もしなかったという。(D. M. Stetson and G. C. Wright, *Op. Cit.*, 1975, pp. 537-547.)

55) 離婚法が履行される方法は、ときに州の法制の厳格な規定内容の効果を変更させる場合がある。例えば、ある州の裁判所は、システムチックに離婚への増大する需要を充たすために証拠などの基準を緩めたりしてきた。それは州により、あるいは裁判所によって多様であった。

56) A. Broel-Plateris, "Marriage Disruption and Divorce Law in the United States," unpublished doctoral dissertation, University of Chicago, 1961 (cited by D. M. Stetson and G. C. Wright, *Op. Cit.*, 1975, pp. 537-547).

は、ここにおいてほぼ妥当性を得たことになる
と言ってよい。

しかし、離婚政策における寛容性がこの 100
年のあいだのアメリカにおけるドラマチックな
離婚率の上昇の一部分を説明してくれるとして
も、それですべてを説明しつくすことは不可能
である。詳しい紹介はできなかったが、ステッ
トソンらの研究では、経済的変数と社会的変数
をコントロールしても依然として離婚政策と離
婚率は相関すること、そして離婚政策である法
とその履行の寛容性をコントロールしたとき経

済的変数と社会的変数の離婚率への直接の効果
は、実質的に減少したことを報告している。そ
のかぎりでは確かに離婚法の寛容性などの離婚
政策が離婚率の主要な決定要因ではあるが、し
かし離婚法の寛容化あるいは自由化は、他方
において人びとの離婚需要の高まりにたいする従
属変数である可能性も大きい。

そこで次に、社会学的究明の焦点となるもの
は、人びとの離婚需要を高める客観的要因とい
うことになる。この問題については稿を改めて
論じてみたい。 (1984年9月10日脱稿)

(ののやま ひさや・社会学部教授)